

一般貨物自動車運送事業

# 引越運賃・料金表

令和 年 月 日届出

# 引越運賃に係る範囲

取扱

## 1 時間制・距離制運賃に係る範囲(課税事業者用)

(単位:円)

種別	車両別		2トント車まで		3トント車まで		4トント車まで		5トント車まで		6トント車まで		8トント車まで		10トント車まで		12トント車まで		
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	
時間制	4時間制	18,020	12,020	20,000	13,340	20,280	13,520	23,590	15,750	25,760	17,160	27,200	18,140	30,600	20,400	33,540	22,360	36,430	24,200
	8時間制	25,990	17,330	30,400	20,260	34,850	23,230	39,310	26,210	43,540	29,020	45,720	30,480	50,210	33,470	56,760	37,840	61,670	41,250
距離制	100kmを超え 110kmまで	2,530	1,690	3,040	2,020	3,470	2,310	3,820	2,540	4,240	2,820	4,540	3,020	4,990	3,330	5,640	3,760	6,020	4,020
	120kmを超え 130kmまで	31,400	20,940	34,920	23,280	37,510	25,010	41,930	27,950	46,070	30,710	50,030	33,350	55,660	37,100	63,200	42,140	65,930	43,950
距離制	140kmまで	32,830	21,890	36,380	24,260	39,110	26,070	43,720	29,140	48,070	32,050	52,790	35,190	58,730	39,150	66,320	44,220	68,760	45,840
	150kmまで	34,220	22,820	37,900	25,260	40,680	27,120	45,500	30,340	49,940	33,300	54,920	36,620	61,800	41,200	68,930	45,950	71,580	47,720
距離制	160kmまで	35,690	23,790	39,400	26,260	42,310	28,210	47,320	31,540	51,910	34,610	57,000	38,000	64,320	42,880	71,520	47,680	74,420	49,620
	170kmまで	37,100	24,740	40,880	27,260	43,900	29,260	49,100	32,740	53,930	35,950	59,100	39,400	66,670	44,450	74,230	49,460	77,230	51,460
距離制	180kmまで	38,520	25,680	42,400	28,260	45,490	30,330	50,890	33,930	55,930	37,290	61,330	40,890	69,000	46,000	77,110	51,410	80,060	53,360
	190kmまで	39,970	26,650	43,870	29,250	47,090	31,390	52,690	35,130	57,960	38,640	63,620	42,420	71,620	47,740	79,940	53,300	82,870	55,250
距離制	200kmを超え500kmまで	41,390	27,590	45,360	30,240	48,700	32,460	54,480	36,320	59,950	39,970	65,900	43,940	74,280	49,520	82,850	55,230	85,700	57,140
	200kmを超え500kmを 20kmまで増すことに 500kmを超え50km まで増すことに	42,790	28,530	46,860	31,240	50,300	33,540	56,290	37,530	61,980	41,320	68,240	45,500	76,940	51,300	85,700	57,140	88,510	59,010
時間制	1トント車まで	44,270	29,510	48,360	32,240	51,890	34,590	58,080	38,720	63,980	42,660	70,540	47,020	79,620	53,080	88,610	59,070	92,380	60,920
	2トント車まで	2,380	1,580	2,600	1,740	2,800	1,860	3,110	2,070	3,440	2,300	3,770	2,510	4,270	2,850	4,780	3,180	4,890	3,260
時間制	3トント車まで	5,950	3,970	6,530	4,350	6,980	4,660	7,790	5,190	8,620	5,740	9,460	6,300	10,680	7,120	11,930	7,950	12,250	8,170
	4トント車まで																		
時間制	5トント車まで																		
	6トント車まで																		
時間制	8トント車まで																		
	10トント車まで																		
時間制	12トント車まで																		
	1トント車まで	1,230	1,120	1,360	1,240	1,460	1,330	1,560	1,420	1,710	1,560	1,880	1,710	2,140	1,950	2,360	2,150	2,460	2,240

## II 料金に係る範囲

(単位:円)

時間	車両別		2トント車まで		3トント車まで		4トント車まで		5トント車まで		6トント車まで		8トント車まで		10トント車まで		12トント車まで	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで	1,230	1,120	1,360	1,240	1,460	1,330	1,560	1,420	1,710	1,560	1,880	1,710	2,140	1,950	2,360	2,150	2,460	2,240

### Ⅲ 引越運賃料金適用方

この運賃料金は車両を貸し切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積合せて運送する場合には適用しません。

#### (運賃料金の適用)

1. この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が、100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

#### (運賃料金計算の基本)

2. 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。  
この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にはまたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。  
また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後にはまたがる場合又は4時間を超える場合）適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。
3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車、1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。  
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

#### (運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

#### (は数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満のは数は、1円単位に四捨五入します。

#### (冬期割増)

6. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合は、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北 海 道	自 11月16日 至 4月15日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日 至 3月31日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		

(休日割増)

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る	2 割
---------------------	-----

(深夜・早朝割増)

8. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3 割
-----------------------------	-----

(車両留置料)

9. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車 種 別	6トン車まで	6トンを超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車種別 時 間	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで
30分 までご とに	円 1,291	円 1,428	円 1,533	円 1,638	円 1,795	円 1,974	円 2,247	円 2,478	円 2,583

(運賃及び料金の額)

10. 運賃及び料金は、それぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
  - ② 割増率の適用の計算
  - ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
  - ④ 5.による運賃のは数処理
  - ⑤ 料金
  - ⑥ 実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。
- (1) 荷役作業員料(運転手作業員料を除く)、荷造作業員料、諸資材料(運搬料を含む)
  - (2) 特殊荷役機械使用料
  - (3) 有料道路利用料
  - (4) 一時保管料

13. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

- (1) 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合は(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次の式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)×2

ただし、基礎作業時間(4時間又は8時間)を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

- (2) 実車キロが100キロメートルを超える運送(距離制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費  
(1時間当たり車両留置料相当額×航送所要時間)}×2

(その他)

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。